

令和3年度乙種防火管理講習開催のお知らせ

講習日	受付開始 ~ 受付締切	定員
令和3年9月10日(金)	令和3年8月10日~令和3年8月31日	20名程度

受講資格

管内（志免町・宇美町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町）にお住まいの方又は、管内の事業所にお勤めの方。

乙種防火管理者の資格について

○ 乙種防火管理資格者が防火管理者として業務できる主な施設。

- ① 集会場・飲食店・旅館・病院など、不特定多数の人が出入りする施設で、収容人員が30人以上でかつ、延べ面積が300m²未満の施設。
- ② 共同住宅・図書館・工場・作業所・倉庫などで、収容人員が50人以上かつ、延べ面積が500m²未満の施設。

○ 乙種防火管理資格に更新制度はありません。

講習会場・日程

糟屋郡志免町大字田富 170 番地

粕屋南部消防組合 南部消防署（4階研修室）

受付：8時30分～ 講習：9時～16時まで

受講料

無料ですが、指定する市販のテキストが必要です。

指定テキスト：東京法令出版「図説 防火管理」（税込1,680円）

※お釣りのないようにご用意下さい。



申込先

粕屋南部消防組合 南部消防署予防担当 志免町大字田富 170 番地 3階

申込方法

以下のものを提出してください。

- ① 講習申込用紙（南部消防署・中部消防署にあります。ホームページからのダウンロードもできます。）
- ② 写真1枚（縦3cm、横2.5cm。6ヶ月以内に撮影された正面、無帽、無背景の上半身像、裏面に氏名記載。）

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により講習が延期又は中止となる場合があります。



【お問合せ先】

南部消防署 TEL 092-935-5107（直通）

予防担当 内線 322